

人事課からの  
お知らせです

## 4月から市の組織を一部変更します

### 課室等の新設

| 名称                                   | 担当する仕事                      | 場所・問い合わせ先             |
|--------------------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 企画部地域医療課病院事業清算室                      | 旧市立病院の清算業務に関すること            | 旧市立病院（大町3丁目、☎34-3211） |
| 企画部健康づくりのまちなか拠点整備推進室                 | 旧市立病院および旧第一大成小学校の跡地整備に関すること | 市役所本庁舎（☎40-0631）      |
| 市民生活部市民協働課ひろさきボランティアセンター             | ボランティア活動の支援に関すること           | ヒロロ3階（駅前町、☎38-5595）   |
| 健康子ども部スポーツ振興課国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室 | 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に関すること  | 市役所本庁舎（☎40-0583）      |

### 名称変更

| 旧名称             | 新名称                 | 担当する仕事                      | 場所・問い合わせ先        |
|-----------------|---------------------|-----------------------------|------------------|
| 財務部管財課施設マネジメント係 | 財務部管財課公共施設マネジメント推進室 | 公共施設の効果的かつ効率的な管理運営の推進に関すること | 市役所本庁舎（☎40-7111） |

※市役所本庁舎に設置する課室等の詳しい場所は、決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

不明な点は  
お問い合わせを

## 市立病院閉院後の対応

令和4年3月で閉院した市立病院の業務の一部を、4月1日から旧市立病院内の病院事業清算室（図参照）で行います。

### 【診療録（カルテ）および画像データの開示請求】

診療録およびCT等の画像データの開示を希望する人（患者本人または法定代理人）は、お問い合わせください。

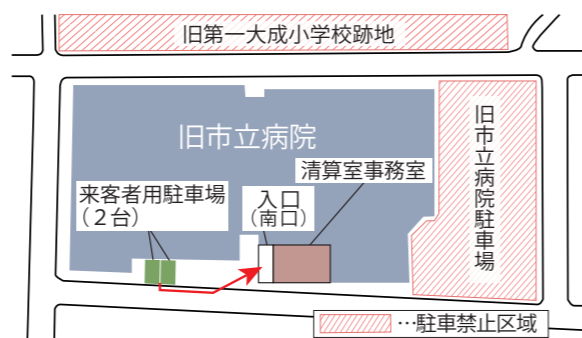
### 【診療費の支払い方法】

4月1日以降は、次の①～③の方法で支払いをお願いします。

- ①現金での支払い…病院事業清算室窓口
- ②納入通知書…市指定金融機関の窓口（振込手数料は無料）
- ③口座振込…4月から口座が変更となります。

詳しくは問い合わせを（振込手数料は自己負担）。  
なお、4月1日からは、クレジットカードでの支払いはできません。

■問い合わせ先 地域医療課病院事業清算室（大町3丁目、旧市立病院内、☎34-3211）



期限までに  
返送を

## 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（住民税非課税分）

市では住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を給付しています。対象であると思われる世帯には確認書を送付していますが、提出期限が令和4年4月28日（木・当日消印有効）となっています。

確認書の返送がまだの人は、早めに提出をお願いします。紛失などで再発行が必要な場合は、お問い合わせください。

■問い合わせ先 福祉総務課（☎40-0460）



不明な点は  
お問い合わせを

## 国民年金保険のお知らせ

### 【令和4年度国民年金保険料額】

月額1万6,590円

※前年度から20円の引き下げ。

### 【国民年金保険料の納付】

4月上旬に、国民年金保険料納付案内書（納付書）が日本年金機構から送付されます。案内書には毎月の納付書のほか、前納や口座振替、クレジットカードによるお得で便利な納付方法について記載しています。



■問い合わせ先 保険料の前納について…弘前年金事務所（☎27-1339）、国保年金課国民年金係（☎40-7048）／口座振替の申し込みについて…口座を開設している金融機関や郵便局、弘前年金事務所、国保年金課国民年金係

### 【学生納付特例申請】

大学、短大、専門学校などに在学する学生には、在学期間中、保険料の納付を猶予する学生納付特例制度があります。

令和3年度分の学生納付特例の承認を受けている人で、令和4年度以降も引き続き在学予定の人には、はがき形式の申請書が日本年金機構から送付されます。特例の申請をする場合は、はがきに必要事項を記入し、返送してください。

※4月中旬を過ぎてもはがきが届かない場合は、市役所、岩木・相馬総合支所、各出張所または年金事務所で申請を。なお、市民課駅前分室・城東分室では受け付けませんので、ご注意ください。

■問い合わせ先 弘前年金事務所（☎27-1339）／国保年金課国民年金係（☎40-7048）／岩木総合支所民生課（☎82-1628）／相馬総合支所民生課（☎84-2113）

### 【国民健康保険傷病手当金の支給対象期間の延長】

支給対象期間をさらに1年間、延長します。  
▼対象 国民健康保険加入者の被用者（給与等の支払いを受けている人）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがある場合に、その療養のため仕事を休み、給与の全部または一部が支払われなかった人

▼支給対象期間 令和2年1月1日～令和5年3月31日で仕事ができなくなった日の4日目以後の期間

※支給開始日から通算1年6カ月間まで支給。

▼支給額 直近3カ月の給与収入合計÷就労日数×3分の2×支給対象日数

※日額の上限額は3万887円。

■問い合わせ先 国保年金課国保給付係（☎40-7047）

### 【無料健診を実施】

市では、国保特定健診、後期高齢者健診、後期高齢者歯科健診を無料で実施します。マスクの着用や手指の消毒など、感染症対策をして受診しましょう。

▼実施期間 特定健診・後期高齢者健診…4月25日～令和5年3月15日／後期高齢者歯科健診…5月1日～令和5年3月31日

▼対象 国保特定健診…国民健康保険の加入者で40歳以上75歳未満の人／後期高齢者健診・歯科健診…後期高齢者医療制度の加入者

健診内容など詳しくは、「令和4年度健康と福祉ごよみ」で事前に確認してください。また、国保特定健診の対象者が受診できる「国保人間ドック」（自己負担額4,250円）の予約も受け付けています。

■問い合わせ先 国保特定健診・国保人間ドックについて…国保年金課国保健康事業係（☎35-1116）／後期高齢者健診・歯科健診について…国保年金課後期高齢者医療係（☎40-7046）

4月10日（日）は

## 弘前市長選挙・弘前市議会議員補欠選挙の投票日です。

投票日当日に、仕事や用事等で投票できない人は、4月4日（月）～9日（土）に実施の期日前投票を利用して投票しましょう。詳しくは、広報ひろさき3月15日号を確認を。

■問い合わせ先 選挙管理委員会事務局（☎35-1129）